



まちづくりふれあい講座で あなたの学びたいを応援します



まちづくりふれあい講座は、市民の皆さんの学習会などへ市の職員が講師として出向き、市の事業や施策について話したり、職務に関連して習得した専門知識や技能を生かした講義や実習を行うものです。自治会や学校、サークルなどでご利用ください。お問い合わせは生涯学習振興課☎481-0309へ。

健康や暮らしに関するものなど 62 講座

まちづくりふれあい講座の内容は、身近な生活に関するものから専門的な内容のものまでさまざま。「こどもの虫歯予防」や「毎日の健康は、良い睡眠から」など、全部で62講座あります。講座は無料ですが、材料費などは実費負担になります。

各講座の詳しい内容は、生涯学習振興課、市役所案内、支所、公民館などに設置の「まちづくりふれあい講座」のパンフレットまたは市HPをご覧ください。

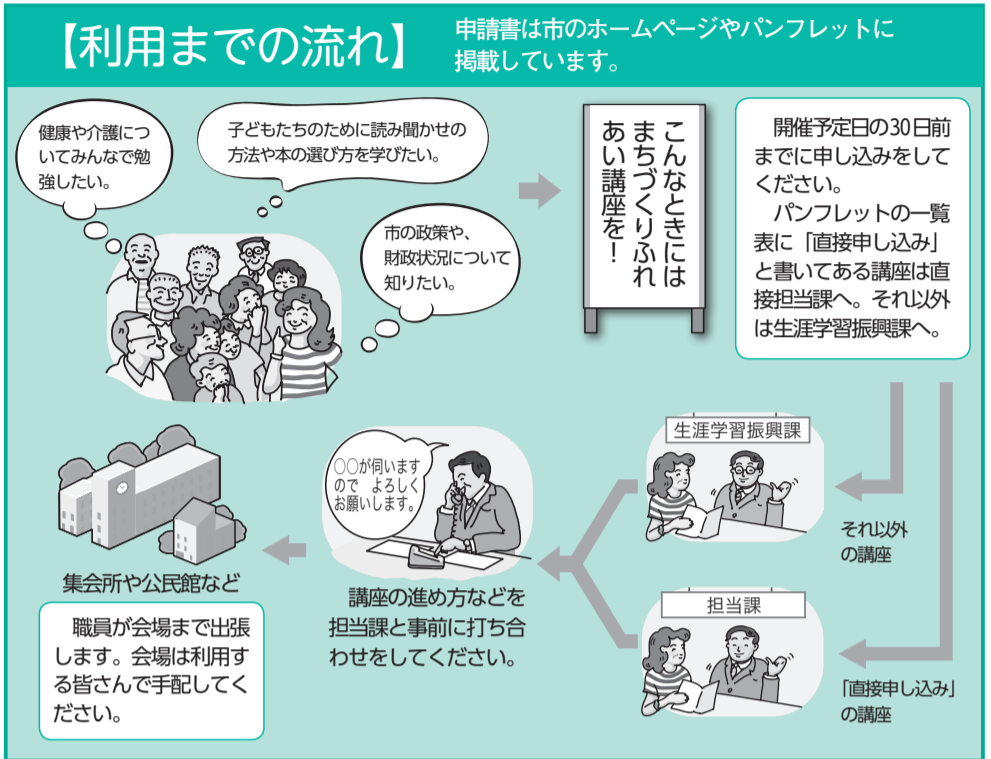


▲28年度版のパンフレット

申し込みは開催予定日の30日前までに

市内在住・在勤または在学のおおむね10人以上の団体・グループが利用できます。右図のとおり、講座の開催予定日の30日前までに窓口または郵送で申し込みを。申し込み先は、パンフレットに「直接申し込み」と書いてある講座は担当課、それ以外の講座は生涯学習振興課です。

講座の開催場所は市内に限ります。集会所や公民館など、会場は利用する皆さんで手配してください。



今年度新たに始まる講座

- 「やちよ元気体操応援隊養成講座」 健康づくり課
- 「環境美化ボランティア制度に登録しよう！」 コミュニティ推進課
- 「ほたるの里で環境学習」 環境保全課
- 「地域と共に考える既成市街地まちづくり講座」 都市計画課

第2回定例市議会の議案と諸般の行政報告

28年第2回定例市議会は6月6日(月)に開会。6月13日(月)～16日(木)に一般質問、20日(月)に総務・文教安全常任委員会、21日(火)に福祉・産業都市常任委員会が行われます。29日(水)には総括審議が行われ、28年度補正予算案など市長提案の12案件などが審議されます。ここでは、議案と初日に行われた諸般の行政報告の項目をお知らせします。諸般の行政報告は、市のホームページに掲載しています。お問い合わせは、総務課☎483-1151 (代表) へ。

提出案件

- ・条例の一部改正案 4件
- ・補正予算案 1件
- ・字の区域及び名称の変更案 2件
- ・路線の認定案 1件
- ・協議案 1件
- ・人事案 1件
- ・契約の締結案 2件
- 計 12件**

諸般の行政報告

- 熊本地震の被災地への支援
- 新たなふるさと納税の運用
- 楽曲「ハイ・タッチ～やっちのテーマ～」の寄贈
- 東京電力株式会社からの損害賠償金
- 電気自動車の貸与
- 源右衛門祭
- バンコク子ども親善大使の来訪
- 高津東調整池内の放射性物質汚染汚泥の一時保管場所への保管の完了

八千代市長の資産等補充報告書などの閲覧

「政治倫理の確立のための八千代市長の資産等の公開に関する条例」に基づいて、市長の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書が、6月30日(木)から市役所1階法務課情報公開班で閲覧できます。(秘書課)

地域型保育事業所を設置・運営する事業者

待機児童の解消に向け、低年齢児枠を確保するため、小規模保育事業A型、B型の開設と運営を行う事業者を募集します。条件は法人格を有し、認可保育所、認定こども園、幼稚園のうち、いずれかの施設を原則3年以上運営している者、または、28年4月1日時点で本市において認可外保育施設(児童福祉法第59条の2に規定する届出対象施設)を原則3年以上運営している者で、事業を実施するための安定的、かつ健全な財務能力があることなどです。詳しくは子育て支援課または市ホームページをご覧ください。(子育て支援課)

消費生活相談員

消費生活に関することや商品の購入などの相談・あっせん業務、消費者啓発講座の講師などを行います。

▼募集人数 1人 ▼資格 消費生活専門相談員か消費生活アドバイザーのいずれかの資格を有し、ワード・エクセルやパソコンの簡単な操作ができる人 ▼採用期間 採用日から29年3月31日(金)まで(再任可) ▼勤務 月曜日～金曜日の月13日勤務、午前9時～正午、午後1時～4時 ▼報酬 月額10万7900円 ▼選考方法 書類審査の上、面接 ▼応募方法 6月30日(木)必着で、履歴書(写真貼付)・資格証の写し・志望動機を書いた400字程度の作文を〒276-18501市役所第2別館消費生活センターへ郵送または持参してください。

浄化槽の維持管理は適切に

■浄化槽の清掃と保守点検を 浄化槽内部では、汚泥が徐々にたまり、放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の機能が低下する原因にもなります。浄化槽を使っている家庭では、維持管理が義務付けられています。保守点検は県に登録されている業者、清掃は市の許可業者と契約し、維持管理に努めてください。また、年一回、水质検査も義務付けられています。

■高度処理型浄化槽を設置する人に補助金を交付します 生活排水によって川や沼の水を汚さないように、高度処理型浄化槽を設置しようとする人には、補助金を交付します。対象は、公共下水道事業計画区域外の地域、または、当分の間整備が見込まない区域内の地域に設置する人です。